

( 6 面 - 1 )  
**資金収支計算書 ( 社会福祉事業 )**  
 ( 自 ) 平成〇年〇月〇日 ( 至 ) 平成〇年〇月〇日

( 単位 : 千円 )

		勘 定 科 目		資 金 収 支 計 算 書					
				決 算 額	本 部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇事業
決 算 の 状 況	経 常 活 動 に よ る 収 入	収	介護保険収入						
			利用料収入						
			措置費収入						
			運営費収入						
			私的契約利用料収入						
	支 出	支	〇〇事業収入						
			経常経費補助金収入						
			寄附金収入						
			雑収入						
			借入金利息補助金収入						
支 出	支	受取利息配当金収入							
		会計単位間繰入金収入							
		経理区分間繰入金収入							
		経常収入計 ( 1 )							
		経常支出計 ( 2 )							
		経常活動資金収支差額 ( 3 ) = ( 1 ) - ( 2 )							
施 設 整 備 等 に よ る 収 支	収	施設整備等補助金収入							
		施設整備等寄附金収入							
	支	固定資産売却収入							
		施設整備等収入計 ( 4 )							
	支 出	支	固定資産取得支出						
元入金支出									
		施設整備等支出計 ( 5 )							
		施設整備等資金収支差額 ( 6 ) = ( 4 ) - ( 5 )							
財 務 活 動 に よ る 収 支	収	借入金収入							
		投資有価証券売却収入							
	支	借入金元金償還補助金収入							
		積立預金取崩収入							
			その他の収入						
		財務収入計 ( 7 )							
支 出	支	借入金元金償還金支出							
		投資有価証券売却支出							
		積立預金積立支出							
		その他の支出							
		流動資産評価減等による資金減少額等							
		財務支出計 ( 8 )							
		財務活動資金収支差額 ( 9 ) = ( 7 ) - ( 8 )							
		当期資金収支差額合計 ( 10 ) = ( 3 ) + ( 6 ) + ( 9 )							

前期末支払資金残高 ( 11 )							
当期末支払資金残高 ( 10 ) + ( 11 )							

( 6 面 - 2 )  
事業活動収支計算書 ( 社会福祉事業 )  
( 自 ) 平成〇年〇月〇日 ( 至 ) 平成〇年〇月〇日

( 単位 : 千円 )

		事業活動収支計算書							
		勘定科目	決算額	本部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇事業	〇〇事業
決算状況	事業活動収支の部	収	介護保険収入 利用料収入 措置費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金元金償還補助金収入 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額						
		入	事業活動収入計 ( 1 )						
		支	人件費支出 事務費支出 事業費支出 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入						
		出	事業活動支出計 ( 2 )						
			事業活動収支差額 ( 3 ) = ( 1 ) - ( 2 )						
決算状況	事業活動外収支の部	収	借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 投資有価証券売却益 ( 売却収入 ) 有価証券売却益 ( 売却収入 )						
		入	事業活動外収入計 ( 4 )						
		支	借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 投資有価証券売却損 ( 売却原価 ) 有価証券売却損 ( 売却原価 ) 資産評価損						
		出	事業活動外支出計 ( 5 )						
			事業活動外収支差額 ( 6 ) = ( 4 ) - ( 5 )						
			経常収支差額 ( 7 ) = ( 3 ) + ( 6 )						
決算状況	特別収支の部	収	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却益 ( 売却収入 ) 国庫補助金等特別積立金取崩額						
		入	特別収入計 ( 8 )						
		支	基本金組入額 固定資産売却損・処分損 ( 売却原価 ) 国庫補助金等特別積立金積立額						
		出	特別支出計 ( 9 )						
			特別収支差額 ( 10 ) = ( 8 ) - ( 9 )						
			当期活動収支差額 ( 11 ) = ( 7 ) + ( 10 )						
決算状況	繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額 ( 12 )							
		当期末繰越活動収支差額 ( 13 ) = ( 11 ) + ( 12 )							
		基本金取崩額 ( 14 ) 基本金組入額 ( 15 ) その他の積立金取崩額 ( 16 ) その他の積立金積立額 ( 17 )							
		次期繰越活動収支差額 ( 18 ) = ( 13 ) + ( 14 ) - ( 15 ) + ( 16 ) - ( 17 )							

(6面-3)  
**資金収支計算書(公益事業)**  
 (自)平成〇年〇月〇日(至)平成〇年〇月〇日

(単位:千円)

		資金収支計算書								
		勘定科目	決算額	本部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇事業	〇〇事業	
決算状況	經常活動による収入	介護保険収入 利用料収入  運営費収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 經常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入								
		入 經常収入計(1)								
	支出	人件費支出 事務費支出 事業費支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出								
		出 經常支出計(2)								
	支	經常活動資金収支差額(3) = (1) - (2)								
	施設整備等による収入	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入							
			入 施設整備等収入計(4)							
		支出	固定資産取得支出 元入金支出							
			出 施設整備等支出計(5)							
	支	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)								
財務活動による収入	収入	借入金収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 その他の収入								
		入 財務収入計(7)								
	支出	借入金元金償還金支出 投資有価証券売却支出 積立預金積立支出 その他の支出 流動資産評価減等による資金減少額等								
		出 財務支出計(8)								
支	財務活動資金収支差額(9) = (7) - (8)									
		当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)								
		前期末支払資金残高(11)								
		当期末支払資金残高(10) + (11)								

(6面-4)

事業活動収支計算書(公益事業)

(自)平成〇年〇月〇日(至)平成〇年〇月〇日

(単位:千円)

		事業活動収支計算書						
勘定科目		決算額	本部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇事業	〇〇事業
事業活動収支の部	収	介護保険収入 利用料収入  運営費収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金元金償還補助金収入 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額						
	入	事業活動収入計(1)						
	支	人件費支出 事務費支出 事業費支出 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入						
	出	事業活動支出計(2)						
		事業活動収支差額(3) = (1) - (2)						
事業活動外収支の部	収	借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 投資有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入)						
	入	事業活動外収入計(4)						
	支	借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 投資有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 資産評価損						
	出	事業活動外支出計(5)						
		事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)						
	経常収支差額(7) = (3) + (6)							
特別収支の部	収	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却益(売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額						
	入	特別収入計(8)						
	支	基本金組入額 固定資産売却損・処分損(売却原価) 国庫補助金等特別積立金積立額						
	出	特別支出計(9)						
	特別収支差額(10) = (8) - (9)							
	当期活動収支差額(11) = (7) + (10)							
繰越活動収支差額の部		前期繰越活動収支差額(12)						
		当期末繰越活動収支差額(13) = (11) + (12)						
		基本金取崩額(14) 基本金組入額(15) その他の積立金取崩額(16) その他の積立金積立額(17)						
		次期繰越活動収支差額(18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)						

(7面)  
監事監査意見書

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 殿

以上、平成〇年度の社会福祉法人〇〇会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、  
・・・と認めます。

監 事 

監 事 

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「備考」欄は、記入しないこと。
- 3 「事業」の「その他」欄は、定款未記載事項を実施している場合又は定款記載事項を未実施の場合に、その現況と定款変更申請予定等について記入すること。
- 4 役員等の定数の欄の( )内には、現員を記入すること。
- 5 「理事会等への出席回数」欄には、前年度において理事会及び評議員会に現に出席した回数(代理、書面等による参加を除く。)を記入すること。
- 6 不動産の所有状況の評価額の欄には、帳簿価格を記載すること。ただし、担保提供している不動産については、担保提供時の評価額を記入すること。
- 7 施設を設置しない社会福祉事業の会計は、「事業会計」により行うこと。
- 8 「施設会計」、「事業会計」、「公益事業会計」及び「収益事業会計」については、施設及び事業毎に作成し記入すること。  
  
なお、上記の勘定科目に依ることが困難な事業の場合は、現に使用している科目名に変えて記入すること。
- 9 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本工業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた報告書を作成すること。
- 10 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6

基本財産処分承認申請書	
申請者	主たる事務所の所在地
	ふりがな 名称
	代表者の氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
申請年月日	
基本財産処分の内容	
基本財産を由る	
処分物件	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売買価格、賃貸料等)等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 5 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。ただし、厚生大臣が所轄庁である法人の場合には、副本については2通とすること。
- 6 記名押印に代えて署名することができる。

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	⑤
申請年月日		
資金借入れの理由		
借入金で行う事業の概要		
資金計画		
担保提供に係る借入金	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保物件		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載の事項は、適宜用紙（大きさを増し、この様式に準じた申請書を作成する。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成する。
- 3 成償明に、載すこと。申請書には、次の書類を添附すること。
- 4 担保提供に係る借入金については、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物の用途を記載し、土地の用途を記載すること。また、担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記する。
- 5 (1) 申請書に定める手続を経たことを証明する書類  
(2) 申請書の提出先を記載する書類  
(3) 申請書の提出先を記載する書類
- 6 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。ただし、厚生大臣が定める申請書の提出部数は、副本については2通とすること。
- 7 申請書の提出先は、基本財産を担保に供する場合には、この様式による申請書（左横書きとし、用紙は日本工業規格A列4番とする。）を作成する。
- 8 申請書の提出先は、基本財産を担保に供する場合には、この様式による申請書（左横書きとし、用紙は日本工業規格A列4番とする。）を作成する。



## 別記第2

### 社会福祉法人設立認可申請書等副申書様式例

#### 様式第一

#### 社会福祉法人〇〇〇設立認可申請副申書

##### 1 総括的意見

(関係法令や関係通知に違反していないかどうか、資産や将来の経済的基盤が確実かどうか、脱税その他不正の目的で社会福祉法人を設立するものであるかどうか等を十分審査し、当該社会福祉法人を設立する意義があるかどうかを判断してこれを認可すべきかどうかについての意見(理由を含む。)を記載すること。)

##### 2 定款について

(定款準則と相違する箇所の有無を記載し、相違する箇所があるときは、その条項及び内容並びにそれに対する適否の意見を記載すること。)

##### 3 事業について

###### (1) 社会福祉事業

(法人の行う社会福祉事業の内容を列挙し、各事業について、法令に基づく許認可を与える予定であるかどうか(当該許認可を要しない社会福祉事業にあつては、その事業が適当であるかどうか)、最低基準がある場合には、それに適合するかどうか及び事業計画、収支予算、財源等が適当であるかどうかについての意見を記載すること。)

なお、当該事業の経営地が、他の都道府県又は指定都市若しくは中核市にあるため、当該事業に対する監督権限を有しないときは、当該他の都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の意見を聴取のうえ、貴職の意見をまとめられたいこと。)

###### (2) 公益事業

(公益事業を行う場合に、その事業の内容を列挙し、各事業について、当該法人がそれを行うことが適当であるかどうか及び事業計画、収支予算、財源等に問題がないかどうかについての意見を記載すること。)

### (3) 収益事業

(収益事業を行う場合に、その事業の内容を列挙し、各事業について、当該法人がそれを行うことが適当であるかどうか及び事業計画、収支予算、財源等に問題がないかどうかについての意見を記載すること。)

## 4 資産について

(社会福祉事業を行うのに必要な資産(特に不動産及び運転資金)を備えているかどうか、当該資産の所有権又は使用権が確実に当該社会福祉法人に帰属するかどうか、基本財産及び運用財産の区分が適当かどうか等についての意見を記載すること。)

なお、負債がある場合には、その償還計画に不安がないかどうかについて特に厳重な審査を行い、それについての意見を記載すること。)

## 5 役員について

(社会的に問題となるような者が役員になっていないかどうか、名目的な役員がいるかどうか、役員構成よりみて、特定人の意思に左右されるおそれはないかどうか、既存の社会福祉法人との間に代表者の重複がある場合、異なる事業主体を設立する必要性があるかどうか等についての意見を記載すること。)

なお、評議員会を置く場合には、当該評議員についても役員の場合と同様の意見を付すること。)

## 6 その他

(貴職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。)

## 様式第二

### 社会福祉法人〇〇〇定款変更認可申請副申書

#### 1 総括的意見

(関係法令や関係通知に違反していないかどうか等設立認可の場合に準じた審査を行い、当該定款の変更を認可すべきかどうかについての意見(理由を含む。)等を記載すること。)

#### 2 定款について

(定款変更の内容に定款準則と相違する箇所があるかどうかを記載し、相違する箇所があるときは、その条項及び内容並びにそれに対する適否の意見を記載すること。)

#### 3 定款に定める手続について

(定款に定める定款変更の手続を経ているかどうかを審査し、その結果を記載すること。)

#### 4 新たに経営する事業について

(社会福祉事業、公益事業及び収益事業に区分し、それぞれ設立認可の場合に準じて記載すること。)

#### 5 基本財産の編入について

(定款に新たに基本財産を編入する場合、当該財産が既に担保に供されているときは、基本財産編入前に不動産使用証明をなした理由、債務の額、担保提供先償還計画等を記載すること。)

#### 6 その他

(貴職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。)

### 様式第三

#### 社会福祉法人〇〇〇解散認可又は認定申請副申書

##### 1 総括的意見

（法令等に違反していないかどうか等を審査し、当該認可又は認定をすべきかどうかについての意見（理由を含む。）等を記載すること。）

##### 2 手続について

（当該申請が法令や定款に定める手続を経て行われているかどうかを審査し、その結果を記載すること。）

##### 3 残余財産の帰属者について

（残余財産の帰属者が適当であるかどうかの意見を記載すること。）

##### 4 その他

（貴職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。）

## 様式第四

〇〇〇

社会福祉法人 合併認可申請副申書

〇〇〇

### 1 総括的意見

（関係法令や関係通知に違反していないかどうか、資産や将来の経済的基盤が確実かどうか等を十分審査して、当該合併の認可をすべきかどうかについての意見（理由を含む。）等を記載すること。）

### 2 定款について

（設立認可の場合と同様の事項を記載すること。）

### 3 手続について

（当該申請が法令や定款に定める手続を経て行われているかどうかを審査し、その結果を記載すること。）

### 4 資産について

（合併により資産状態が悪化しないかどうか、基本財産及び運用財産の区分が適当かどうか等についての意見を記載すること。

なお、負債がある場合には、その償還計画に不安がないかどうかについて特に厳重な審査を行い、それについての意見を記載すること。）

### 5 役員について

（設立認可の場合と同様の事項を記載すること。）

### 6 その他

（貴職において参考になると考えるその他の事項があれば、それについて記載すること。）